

新冠町奨学金制度について

返還金の減額（減免）制度もあります

近年は、高校授業料無償化や日本学生支援機構による給付型奨学金制度の拡充など、進学しやすい環境も整備されつつありますが、大学等で必要となる経費は多額で、また、物価高騰による家計負担の増大など不安も多くあることかと思えます。

この奨学金制度は、当町に戻り、町内に就職又は家業に従事した場合、返還金が減額（減免）されるなどの特徴がありますので、進学を考えている方は、制度の活用についてご検討ください。



新冠町奨学金制度の主な内容

①奨学金支給までのスケジュール（予定）

- 3月2日 奨学金申請受付開始
- 3月末日 申請締め切り
- 4月下旬 所得・成績等の審査
奨学生の決定
- 5月上旬 連帯保証人の署名・振込先等の確認
- 5月下旬 4・5月分奨学金の支給
- 6月10日 6月分奨学金の支給
(以降、毎月10日に入金)

②主な応募資格について

- ・新冠町民又はその子弟であること
- ・学業の基準について

現在、在籍する学校の成績が、平均水準以上であること。

③貸付額（限度額）について

- 高校・高等専門学校 月額50,000円
 - 大学・短大・専修学校等 月額60,000円
- 貸付額は、1,000円単位で設定可能です。

④学校卒業後の奨学金の返還について

・返還開始時期

返還開始は、奨学金貸付終了後の6か月後となります。（3月卒業の場合、翌10月から返還開始）

・返還額と基準額

返還額は、貸付額の総額で利子の加算はありません。返還基準額は、高校・高等専門学校で利用した場合は、月額13,000円、大学・専修学校等で利用した場合は、月額20,000円が基準額となります。

卒業後の事情等により基準額の返還が難しい場合は、状況に応じて変更も可能です。

また、在学中に途中で奨学金の利用を中止した場合については、学校卒業まで返還が猶予される制度もあります。

返還金の減額（減免）制度

学校卒業後、当町に戻り、次に掲げる期間を超えて就職又は家業に従事した場合は、残りの返還を免除します。

貸付期間が5年以下

⇒在住期間3年以上で残りの返済を免除

貸付期間が5年1ヶ月以上

⇒在住期間5年以上で残りの返済を免除

申請時の必要書類等については、教育委員会管理課、新冠中学校、静内高校、静内農業高校で受け取ることができます。